

仙台市農業委員会第 66 回総会議事録

○ 開催日時 令和 5 年 10 月 30 日（月曜日）午後 13 時 30 分から午後 15 時 27 分

○ 開催場所 仙台市役所二日町第二仮庁舎 6 階 農業委員会委員室

○ 出席委員 19 人

会 長	1 番 佐々木 均		
会長職務代理者	2 番 嶺岸 若夫		
委 員	3 番 赤間 敬	4 番 大泉 権吾	5 番 大里 重市
	6 番 小野寺 潔	7 番 加藤 和江	8 番 菅野 則義
	9 番 菊地 郁夫	10 番 熊谷 幸夫	11 番 郷古 雅春
	12 番 齋藤 清太	13 番 佐藤 千治	14 番 佐藤 とみ
	15 番 庄司 俊充	16 番 鈴木 通	17 番 高橋 勝彦
	18 番 松原 菊男	19 番 柴田 市郎	

○ 欠席委員 0 人

○ 議事日程

1 開 会

2 あいさつ

3 議事録署名委員の指名

4 議 案

(1) 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(2) 第 2 号議案 農地法第 5 条の規定による許可申請に係る処分決定について

(3) 第 3 号議案 農用地利用集積計画の決定について（農地中間管理事業）〔一括方式〕

(4) 第 4 号議案 農業委員会の委員の辞任について

5 協 議

(1) 仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員の公募について

6 報 告

(1) 農地法第 4 条第 1 項第 7 号の規定による農地転用届出について

(2) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による農地転用届出について

(3) 農地法第 3 条の 3 の規定（相続等）による届出について

(4) 農地法第 18 条第 6 項の規定（合意解約）による通知について

(5) 農地法第 5 条第 1 項第 6 号の規定による受理通知書の返戻について

(6) 売渡あっせん希望農地一覧表

(7) 農地利用意向調査の実施について

(8) 令和 5 年度第 1 回地域振興委員会実施状況報告

(9) 令和 5 年度第 3 回企画検討チーム会議報告

(10) 納税猶予に関する適格者証明に係る現地確認について

7 そ の 他

(1) 会長報告

(2) 地域計画の区域の考え方（案）について

(3) 事務局からの連絡事項

○ 農業委員会事務局職員

事務局長	庄司 泰久	事務課長	山本 幸子
農地係長	伊藤 秀宣	振興係技師	山下 由理
農地係会計年度任用職員	庄子 尚		

1 開 会	開 会 (午後 1 時 30 分)
司会：事務課長	それでは、ただ今から仙台市農業委員会第 66 回総会を開催いたします。 開会にあたりまして、仙台市農業委員会佐々木均会長から、ごあいさつをお願いいたします。
2 会長挨拶	－ 会長 あいさつ －
司会：事務課長	ありがとうございました。 次に、議長につきましては、仙台市農業委員会会議規則により、会長が議長を務めることとなっておりますので、以降の進行は、佐々木会長、よろしく願いいたします。
議 長 (佐々木会長)	本日は、全員出席ですので、会議は成立しております。
3 議事録署名 委員の指名 議 長	次に、議事録署名委員については、8 番 菅野則義委員、9 番 菊地郁夫委員を指名いたしますので、よろしく願いいたします。
議 長	議案に入ります。 第 1 号議案から第 2 号議案まで、調査委員会を第一調査委員会が担当し、10 月 23 日に実施しております。調査内容につきましては調査報告書をお配りし、書面での報告といたしますが、調査委員長が指定した案件については、調査委員から概要について口頭報告をいたします。 第 1 号議案 農地法第 3 条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。第 1 号議案については、高橋勝彦委員関連の案件がありますので、農業委員会等に関する法律第 31 条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に大泉権吾第一調査委員会委員長から調査の結果を報告願います。
大泉第一調査 委員会委員長	第 1 号議案の調査委員会の結果について報告します。調査は、菅野則義委員、加藤和江委員、佐藤千治委員、松原菊男委員の 4 名で行いました。また、該当する地区の農地利用最適化推進委員として、庄子亮一推進委員、柴崎勝央推進委員、

今野勇一推進委員、関場淳推進委員、早坂賢一推進委員が出席しました。今回の申請は、売買による規模拡大が3件、売買による新規就農が1件、贈与による農業承継が1件、贈与による規模拡大が1件、賃貸借による規模拡大が1件の合計7件です。調査の結果報告は、番号1番を加藤和江委員から、番号2番と3番を松原菊男委員から、番号4番と5番を佐藤千治委員から、番号6番と7番を菅野則義委員からします。番号6番は口頭報告をします。

議 長

それでは、最初に番号1番を審議することにします。番号1番は高橋勝彦委員関連の案件でありますので、高橋勝彦委員は退席していただきます。

(高橋勝彦委員退席)

議 長

それでは番号1番を審議します。調査結果は書面報告とします。

(書面報告)

(7番加藤和江委員報告)

番号1番は、売買により規模拡大をするものです。令和5年9月12日開催のあっせん会によりあっせんが成立したものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族3人で12haの農地を耕作しています。なお、申請地は農地中間管理事業により賃借権が設定されておりましたので、農地法第18条第6項の通知が出ております。10月11日に大友哲農地利用最適化推進委員が、10月16日に柴崎勝央農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号1番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

番号1番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号1番は、許可と決定いたします。

第1号議案の番号1番が終了しましたので、高橋勝彦委員は入室してください。

(高橋勝彦委員入室)

議 長

引き続き、番号2番から番号7番を審議することにします。

(書面報告)

(18番松原菊男委員報告)

番号2番は、売買により規模拡大をするものです。譲受人は現在、耕うん機1台を所有し、田植・稲刈りについては作業委託により、家族4人で51aの農地を耕作しています。10月11日に熊谷幸夫農業委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号3番は、賃貸借により規模拡大をするものです。譲受人は一般法人で、現在トラクター2台、耕うん機2台を所有し、役員1人、常時雇用1人で105aの農地を耕作しています。今後、常時雇用する者を1人増員する予定です。法人の代表者が所有する農地を解除条件付で借りるものです。10月10日に今野勇一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、別添調査確認表のとおり、農地法第3条第2項の各号のうち第2号・第4号に抵触しますが、同条第3項に該当することから、許可相当と調査いたしました。

(13番佐藤千治委員報告)

番号4番は、贈与により農業承継をするものです。長男夫婦と孫に、持分各3分の1を贈与するものです。譲受人は現在、トラクター2台、田植機1台、収穫機1台を所有し、家族5人で185aの農地を耕作しています。10月11日に庄司善春農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

番号5番は、売買により新規就農をするものです。譲受人は、トラクター1台を所有しており、白菜、キャベツ、玉ねぎ等の野菜を栽培する計画です。生産物は自家消費する予定です。10月15日に関場淳農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

菅野則義委員
(8番)

番号6番は、売買により規模拡大をするものです。市内に初めて農地を取得することから聞き取り調査を実施しております。譲受人は現在、トラクター1台を所有し、栗原市の農地57aを家族2人で耕作しています。10月13日に庄子亮一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(8番菅野則義委員報告)

番号7番は、贈与により規模拡大をするものです。譲受人は現在、トラクター1台、バックホー1台を所有し、家族2人で157aの農地を耕作しています。10月15日に早坂賢一農地利用最適化推進委員が、申請地の利用状況等の現地調査を行い、問題ないことを確認しており、本件の権利取得により周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障はないと考えられます。以上のことから、農地法第3条第2項の各号については、別添調査確認表のとおり抵触するものはなく、許可相当と調査いたしました。

議 長

第1号議案の番号2番から7番について調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第1号議案の番号2番から7番について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第1号議案 農地法第3条の規定による許可申請に係る処分決定について の番号2番から7番について、許可と決定いたします。

(午後1時43分)

議 長

次に、第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定について を上程いたします。調査の結果を大泉委員長から報告願います。

大泉第一調査
委員会委員長

第2号議案の調査結果について報告します。調査は、小野寺潔委員、菊地郁夫委員、庄司俊充委員、柴田市郎委員と私(大泉権吾委員)の5名で行いました。

今回の申請は、戸建住宅に転用するものが2件、資材置場に転用するものが3件、駐車場に転用するものが1件、作業ヤードに一時転用するものが4件、水路に一時転用するものが1件の合計11件です。調査の結果報告は、番号1番と2番を庄司俊充委員から、番号3番と4番を柴田市郎委員から、番号5番は私（大泉権吾委員）から、番号6番から8番を小野寺潔委員から、番号9番から11番を菊地郁夫委員からします。番号1番から4番は口頭報告をします。

庄司俊充委員
(15番)

番号1番と2番は関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定により、作業ヤードとして一時転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振その他の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑171㎡を一時転用し、原野等を含む事業面積1,750㎡を、橋の撤去工事に伴う作業ヤードに1,150㎡、通路等に600㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和6年5月31日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

柴田市郎委員
(19番)

番号3番と4番は関連がありますので一括して報告します。売買により、戸建住宅に転用するものです。転用面積が大きいことから聞き取り調査を実施しております。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、第3種農地に近接する区域その他市街化が見込まれる区域内の農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、住宅建築業者が、登記地目が宅地で現況地目畑の農地3,254.06㎡（実測3,252.68㎡）を転用し、戸建住宅（16棟）に912㎡、駐車場に703㎡、通路・庭等に1,047.20㎡、道路・公園等に590.48㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、令和5年8月30日付で開発行為許可申請書が出ていることを確認しております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

(書面報告)

(番号5番大泉権吾委員報告)

番号5番は、賃借権の設定により駐車場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振その他の区域です。10ha以上の広がりなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっ

ていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、自動車販売業者が田1,731㎡を転用し、駐車場（普通車40台）に619㎡、通路・転回スペース等に1,112㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（6番小野寺潔委員報告）

番号6番と7番は関連がありますので一括して報告します。賃借権の設定により、作業ヤードに一時転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。申請は、土木工事業者が田2,031㎡のうち489.73㎡を一時転用し、道路改良工事の作業ヤードに341.8㎡、工事用道路に147.93㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和6年3月29日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、番号6番については、使用賃借権が設定されていることから、耕作者の一時転用への同意書が提出されております。さらに、農振農用地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号8番は、賃借権の設定により、水路に一時転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振農用地区域です。10ha以上の広がりがあり、土地改良事業施行区域外です。申請は、土木工事業者が田1,101㎡のうち59.11㎡を一時転用し、道路改良工事のために設置する水路に利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。一時転用の期間は令和6年3月29日までです。用排水計画や被害防除計画、農地復元計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、金融機関の残高証明書が提出されております。また、農振農用地区域であることから、農政企画課から農用地区域の一時転用について、「農業振興地域整備計画の達成に支障を及ぼすおそれがない」旨の回答をいただいております。一時転用であることから農地転用の不許可の例外に該当します。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

（9番菊地郁夫委員報告）

番号9番は、売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、市街化調整区域の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は、中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、譲受人が畑1,239㎡を転用し、自身が営む給排水設備工事業の資材置場に750㎡、駐車場に230㎡、通路等に259㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

番号10番と11番は関連がありますので一括して報告します。売買により、資材置場に転用するものです。申請地は、都市計画区域外の農振地域外の区域です。10ha以上の広がりがなく、土地改良事業施行区域外です。農地区分は中山間地域等に存在する公共投資の対象となっていない小集団の生産性の低い農地であることから、第2種農地と判断しました。申請は、土木工事業者が畑386㎡を転用し、原野を含む事業面積455.89㎡を、資材置場等に386㎡、通路に69.89㎡を利用する計画であり、計画面積は適正であると判断しました。用排水計画や被害防除計画も適切であることを確認しており、目的実現の確実性や周辺農地への影響は特に問題がないと判断しました。資金計画は全額自己資金であり、預金通帳の写しが提出されております。また、現地に行くため私道を通行する必要があるため、私道の地権者の同意書が提出されております。以上のことから、農地法第5条第2項の不許可要件に該当するものがないと判断し、許可相当と調査いたしました。

議 長

第2号議案の調査の結果、許可相当と報告がありましたが、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

それでは、意見等がなければ採決します。

第2号議案について、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって第2号議案 農地法第5条の規定による許可申請に係る処分決定については、許可と決定いたします。

(午後1時52分)

議 長

次に、第3号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)

(一括方式) を上程いたします。

第3号議案については、赤間敬委員、柴田市郎委員及び私(佐々木均会長)に関する案件がありますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。最初に事務局から内容を説明願います。

事務局農地係長

議案書の3ページから8ページをご覧ください。

第3号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)は、令和5年10月31日仙台市公告予定分です。総数で66件、278,106㎡です。本計画の内容は、経営面積、従事日数など農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各号を満たしているものです。

議 長

66件のうち議事参与の制限に係る案件16件から審議します。最初に番号4番を審議することにします。私の関連案件でありますので、議長を嶺岸若夫会長職務代理者に交代して進めます。

それでは、私は退席します。

(佐々木均会長退席)(議長交替)

議 長(嶺岸若夫
会長職務代理者)

議長が退席しましたので、私が議長となって進めます。
番号4番について、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長(嶺岸若夫
会長職務代理者)

意見等がなければ採決します。
番号4番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長(嶺岸若夫
会長職務代理者)

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式)の番号4番については、原案のとおり決定します。佐々木均会長関連が終了しましたので、佐々木均会長は入室してください。

(佐々木均会長入室)

議 長(嶺岸若夫
会長職務代理者)

佐々木均会長関連の案件が終了しましたので、議長を交替します。

(議長交替する)

議 長
(佐々木会長)

それでは、引き続き審議を再開します。赤間敬委員の案件の番号21番を審議することにします。赤間敬委員は退席していただきます。

(赤間敬委員退席)

議 長

番号 21 番について、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

意見等がなければ採決します。

番号 21 番について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式) の番号 21 番については、原案のとおり決定します。赤間敬委員の案件が終了しましたので、赤間敬委員は入室してください。

(赤間敬委員入室)

議 長

次に、柴田市郎委員関連の案件、番号 14 番、20 番、22 番から 27 番、36 番、58 番から 62 番の 14 件を審議することになります。柴田市郎委員は退席していただきます。

(柴田市郎委員退席)

議 長

柴田市郎委員関連の案件 14 件について、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

意見等がなければ採決します。

柴田市郎委員関連について、原案のとおり賛成の方は、挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第 3 号議案 農用地利用集積計画の決定について (農地中間管理事業) (一括方式) の番号 14 番、20 番、22 番から 27 番、36 番、58 番から 62 番の 14 件については、原案のとおり決定します。柴田市郎委員関連が終了しましたので、柴田市郎委員は入室してください。

(柴田市郎委員入室)

議 長

次に、議事参与の制限以外の残り 52 件について審議することになります。ご異議、

ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

意見等がなければ採決します。52件について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第3号議案 農用地利用集積計画の決定について(農地中間管理事業)(一括方式) 議事参与の制限以外の52件については、原案のとおり決定します。

(午後1時59分)

議 長

次に、第4号議案 農業委員会委員の辞任について を上程いたします。

第4号議案については、庄司俊充委員に関する案件ですので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づく議事参与の制限により、当該事案の審議開始から終了まで、退席することになります。では庄司俊充委員は退席していただきます。

(庄司俊充委員退席)

議 長

それでは、引き続き審議を再開します。事務局から内容を説明願います。

事務局振興係

— 説明 — 第4号議案 農業委員会委員の辞任について

議 長

この件について、ご異議、ご意見等はございませんか。

(異議、意見等なし)

議 長

意見等がなければ採決します。

第4号議案について、原案のとおり賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長

全員挙手と認めます。よって、第4号議案 農業委員会委員の辞任については、原案のとおり決定します。庄司俊充委員に関する案件が終了しましたので、庄司俊充委員は入室してください。

(庄司俊充委員入室)

(午後2時01分)

議 長	<p>続きまして、協議に入ります。</p> <p>(1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員の公募について」を、事務局から説明願います。</p>
事務局事務課長	<p>— 説明 —</p> <p>(1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員の公募について」</p>
議 長	<p>ご質問、ご意見等はございませんか。</p>
大泉権吾委員 (4番) 事務課長	<p>評価基準の配点についてですが、これも公表するということですよ。</p> <p>はい。</p>
議 長	<p>他に何かございますか。</p> <p>(質問、意見等なし)</p>
議 長	<p>意見等がなければ、(1)「仙台市農業委員会の農地利用最適化推進委員の公募について」は、「意見無し」として承認いたします。</p> <p>(午後2時16分)</p>
議 長	<p>続きまして、報告事項に入ります。はじめに農地関係から報告します。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出から(6)売渡あっせん希望農地一覧表までを事務局から報告願います。なお、質問については説明後、一括してお受けします。</p>
事務局農地係長	<p>それでは、報告いたします。別紙報告書をご覧ください。</p> <p>(1)農地法第4条第1項第7号の規定による農地転用届出については、1ページから2ページに記載のとおり9件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(2)農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出については、3ページから6ページに記載のとおり17件の届出がありました。受付時において届出書の添付書類も含め完備していましたので、事務局長専決により全件受理しております。(3)農地法第3条の3の規定(相続等)による届出については、7ページから9ページに記載のとおり11件の届出がありました。すべて相続による権利取得となっており、事務局長専決により全件受理しております。(4)農地法第18条第6項の規定(合意解約)による通知については、10ページに記載のとおり2件ありました。(5)農地法第5条第1項第7号の規定による受理通知書の返戻については、11ページに記載のとおり3件ありました。(6)売渡希望農地一覧表については、あっせんの買い受け申し出が1件ありましたので一覧表を修正しております。あっせんの掘り起こしをよろしくお願い申し上げます。</p>

	農地関連の報告事項は、以上でございます。
議 長	報告事項(1)から(6)までについて、ご質問等はございませんか。 (質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(7)「農地利用意向調査の実施について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 —(7)「農地利用意向調査の実施について」
議 長	報告事項(7)について、ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(8)「令和5年度第1回地域振興委員会実施状況報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。
加藤企画検討チーム長	— 報告 —(8)「令和5年度第1回地域振興委員会実施状況報告」
議 長	報告事項(8)について、ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(9)「令和5年度第3回企画検討チーム会議報告」を、加藤企画検討チーム長から報告願います。
加藤企画検討チーム長	— 報告 —(9)「令和5年度第3回企画検討チーム会議報告」
議 長	報告事項(9)について、ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)
議 長	質問等がないようですので、次に、(10)「納税猶予に関する適格者証明に係る現地確認について」を、事務局から報告願います。
事務局農地係長	— 報告 —(10)「納税猶予に関する適格者証明に係る現地確認について」
議 長	報告事項(10)について、ご意見、ご質問等はございませんか。 (意見、質問等なし)

議 長	<p>質問等がないようですので、以上で報告事項を終了いたします。</p> <p style="text-align: right;">(午後 2 時 3 6 分)</p>
議 長	<p>続きまして、その他に入ります。</p> <p>(1)「会長報告」は、私(佐々木均会長)からいたします。資料 7をご覧ください。</p>
会 長	<p>— その他 —(1)「会長報告」</p>
議 長	<p>ご質問等はございますか。</p> <p style="text-align: center;">(質問等なし)</p>
議 長	<p>質問等がないようですので、次に(2)「地域計画の区域の考え方(案)について」を、農業振興課から説明願います。</p>
農業振興課	<p>— その他 —(2)「地域計画の区域の考え方(案)について」</p>
議 長	<p>ただいまの説明について、ご意見、ご質問等はございませんか。</p> <p>【主な質問等】(・：質問、→：回答)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農振除外や農地転用手続きの前に地域計画の変更が必要とのことですが、地域計画の変更の過程はどうなっているのでしょうか。また、現状、地域ごとに話し合いをして決定することになっていますが、変更する時にも、同じような手順を経るのでしょうか。 →できるだけ影響がないように進めたいが、変更でも協議、関係機関意見徴収、公告縦覧、公告の手続は変わりません。協議の場をどこまで簡素化できるかによりますが、現時点で、国からの情報がまだしっかりと出てきていないので確定ができない状況です。 ・地域計画の説明会を単独で実施するのは難しいので、農協の座談会の前後に実施したらどうか、という希望をだしていたが、2月の説明会はどのような参集範囲で計画していますか。 →11月から12月にかけて、各地区の農業委員、推進委員と打ち合わせをしますので、地域ごとに開催時期や参集方法など、ご意見をいただきながら決めていきます。 ・各地区の農業委員と推進委員を集めて打ち合わせをするということですが、その際に地区ごとの対象農地が分かる地図などは示してもらえますか。 →農業委員会事務局で地区ごとに様々な条件で色分けした現況地図を用意する予定です。 <p>次に(3)事務局からの連絡事項を、説明願います。</p>

①～⑨

事務局振興係

— その他 —(3)「事務局からの連絡事項について」

①「令和5年度農業委員・農地利用最適化推進委員合同視察研修会」の行程表及び参加者名簿 → 当日は、市役所本庁舎南側に9時20分集合

②宮城県への「令和5年度農地等の利用の最適化に関する意見」に対する回答について

③地域農業の明日を考えるシンポジウム2023の開催について

→ 出席される方は、11月7日まで事務局に提出

④令和5年度「女性の新任委員初任者研修会」の動画掲載のご案内

⑤女性活躍推進等コンテンツ（動画・補助資料）のご案内

「女性が活躍中！地域農業の未来をつくる農業委員の1日」

⑥一緒にはじめる〇〇家の農業と暮らし方カイゼンワークシート（試行版）のモニター募集

⑦11月～12月の予定表

⑧他市町村農業委員会だより等（名取市、新潟市、横浜市、農政時流）

⑨2023年度版 農家相談の手引き（冊子）

議 長

ご意見、ご質問等はございますか。

（意見、質問等なし）

議 長

質問等がないようですので、その他について終了いたします。

他に何かありますか。

なければ、以上で議事の一切を終了いたします。

司会：事務課長

それでは、閉会のあいさつを嶺岸若夫会長職務代理者からお願いします。

以上をもちまして、仙台市農業委員会第66回総会を閉会します。

嶺岸会長職務
代理者

閉 会

（午後3時27分）